

資料

イギリスにおける特別な教育的ニーズを持つ
青年に対する継続教育について

真城 知己*・石部 元雄**

イギリスにおける継続教育は、高等教育機関への進学や雇用を円滑にすることに主な役割がある。この特徴を念頭におくとき、特別な教育的ニーズを持つ青年にとり、継続教育は一般の青年の場合よりも重要な役割を果たすと考えられる。本稿では、特別な教育的ニーズを持つ青年に対する継続教育について、法的背景やその課程の種類、職員養成等の問題に触れるとともに、「1988年教育改革法」の施行に伴い予想される今後の課題について述べた。同法の規定により、特別な教育的ニーズを持つ青年に対する継続教育は、明確な法的根拠が与えられたが、一方で財政規則が変更されたことにより小規模のカレッジにおいては特別な教育的ニーズを持つ青年の入学を制限する動きがでてくるのではないかと懸念されている。また、教育科学省の通達により、継続教育カレッジの理事組織内に特別な教育的ニーズにかかわる領域を担当する理事を配置することが困難になると考えられる。

キー・ワード：継続教育 特別な教育的ニーズ 1988年教育改革法

I. はじめに

イギリスの継続教育は、主として16歳から19歳の青年を対象としており¹⁾、ほぼ日本の後期中等教育の段階に相当する。高等教育機関への進学準備を行っているカレッジもあるが、職業的、実務的な課程内容で運営されている場合が多い。

同国の継続教育カレッジにおいて、特別な教育的ニーズ²⁾を持つ青年に対する特別な関心が持たれるようになったのは1960年代の後半からである(Hutchinsonら、1972)。

特別な教育的ニーズを持つ青年の継続教育に対するニーズの多くは、内容的、質的に十分な職務内容の仕事を獲得することことへの、当

人やその周囲の人たちの希望に端を発している。その根底には、彼らの非雇用の問題や職務内容の低水準の問題、すなわち職業を得られないあるいは仮に仕事につけたとしても、その内容が大変に水準の低い場合が多いという問題などが横たわっているのである。

Thomas and Ferguson (1964) は、障害を持つ青年の多くが単調でかつ無報酬の仕事に従事しており、そしてその理由は、与えられている仕事は彼らが訓練を受けなくてもできる内容だからであるという。Thomasらは、障害を持つ青年も適切な訓練を受ければより技術的に高い作業に従事することが可能であり、自らも仕事においてより満足感が得られるようになるであろう、と述べている。

もつとも、最近の報告(Freshwaterら、1990)によれば、YTS³⁾により訓練を受けている特別

*心身障害学研究科

**心身障害学系

な教育的ニーズを持つ青年の $\frac{1}{4}$ は、訓練開始から半年たつてもなお作業に必要な道具を使いこなせていないことや、継続教育カレッジを卒業したこのような青年のおよそ8割が仕事につけていないことが指摘されており、YTSや継続教育を受けることがただちに技術的な能力の獲得や就職と結びつくわけではないことには注意する必要があると思われる。この点に関しては、継続教育における問題のみに原因があるのではなく、労働社会がかかえている多くの問題がその背景となっているが、いずれにしても義務教育をおえた特別な教育的ニーズを持つ青年に対して適切な社会参加の機会をつくり、社会との関係をより密接にさせ、彼らの生活の質を高めるための方策を考えることは不可欠であり、義務教育の段階で獲得した知識や生活スキルをもとにして成人生活への導入を図る機会について検討することは重要である。

イギリスにおいて、継続教育が一般的に雇用や進学をスムーズにする役割を果たしていることを考えれば、継続教育は、特別な教育的ニーズを持つ青年にとり、一般の青年の場合以上に学校生活から成人生活への移行の橋渡しをする重要な機能を持っているということが出来る。

本稿では、継続教育に関わる法律の規定についても言及しながら、現在のイギリスにおける特別な教育的ニーズを持つ青年に対する継続教育について、課題とその概要を述べることにする。

II. 法的背景

バトラー法とも呼ばれる「1944年教育法」は、第2次世界大戦以降1980年代後半までの期間において、イギリス教育体系の基本的な枠組みとなっていた法律である。それはまた、同国の特殊教育を初めて一般の教育体系の一部として位置づけた法律としても知られている。

継続教育における、障害を持つ青年に関連した同法の条文を取り上げてみると、第8条に「各地方教育当局は…精神的または身体的障害に苦

しむ青年⁴⁾のため、特殊学校等の機関によって提供される対応措置が講ぜられるように保障しなくてはならない」との規定があり、また、第41条には継続教育を行うために必要な施設を確保することが定められている。

これらの規定が実際に効力を持っていたかどうかを示す一つの調査、すなわちNUT(1982)によれば、同調査に回答した52の地方教育当局のうち、特別な教育的ニーズを持つ青年に対する教育の場を保障していたのはわずかに9当局(17%)にすぎなかった。また、38当局(73%)が、入学に際して障害を持つ青年も他の一般の青年の場合に準じてその能力で判断すること、さらに、付加的援助の必要度も検討した上で彼らの入学の可否を決定するとしていたことが明らかにされた。残りの5当局(10%)に至っては、彼らに対する教育の場を全く保障していないことも示された。

これについて、Newell(1982)は、義務教育をおえた障害を持つ青年に対する教育保障が地方教育当局の義務であるにもかかわらず、十分なサービスが提供できないことなどを理由に、当局によってその判断があたかも自由裁量権のように取り扱われていたと指摘している。

法律の規定にも関わらず、地方教育当局が障害を持つ青年に対して適切な措置を講じていないのは、地方教育当局に対する法的拘束力の弱さと施行規則などを通じて示されるべき具体策の欠如によると考えられる。

まず、拘束力の弱さについてであるが、各学校ごとに自由度の高い教育が行われてきたイギリス式教育の伝統により、地方教育当局に対して政府が大幅に介入し統制することが困難であったという背景があげられる。自由度の高い教育を展開させるという教育的な伝統が根強く、各学校での教育活動及び運営に対して詳細なレベルにまでの介入には強い抵抗が示されてきたからである。従って、法律の規定は大綱的なものであるとはいえ、それは教育伝統の流れに沿って地方教育当局や各学校により解釈されていたのであり、必ずしも強制力を有していた

とは言い難い。⁵⁾

具体策の欠如は、第2次世界大戦後のイギリスの教育論争及び改革の中心が主として義務教育段階の中等教育にあったために、相対的に義務教育以降の教育に関する議論が少なかったことが指摘できる。もちろん、Newsom 報告のように継続教育に関する勧告を行った報告書もあるが、そこでの取り上げ方も将来継続教育をうけることが予想される義務教育段階の生徒の教育に焦点がおかれており、実質的には継続教育に関する具体的な議論はなされていなかったのである。

障害児教育に関しては、基本的な権利としての義務教育の保障が1970年代になってようやく認められた⁶⁾ことから感知されるように、障害者の教育権の保障に関する法的整備の時間的な遅れが具体策欠如の要因となっている。

「ウォーノック報告」(1978)では、成人生活への移行という観点から継続教育を捉えているが、同報告では、職業的自立の可能性を高めるための機関として継続教育カレッジを位置づけており、職業ガイダンスの実施や、職業教育の充実を各カレッジに求めている。さらに、特別な教育的ニーズを持つ青年のために特に配慮された課程を用意することなどを勧告している。

「1981年教育法」は、従来の障害カテゴリーを廃止し、新たに「特別な教育的ニーズ」の概念を導入したり、それまで比較的弱かった親の権利について大幅に拡大するなどしたものであり、第2次世界大戦後のイギリス特殊教育の一つの節目となる法律である。同法は、先の「ウォーノック報告」に基づいて制定されたが、同報告書において16歳以上の(すなわち、義務教育をおえた)青年に対する教育が最優先すべき領域の一つにあげられていたにも関わらず、継続教育に関する規定は全く盛り込まれていなかった。同年の教育科学省の報告書“The legal basis of further education”では、義務教育をおえた青年に対する地方教育当局の義務を明確にすることが勧告されていたが、「1981年教育法」の条文中には、この勧告内容を先取した規

定も見あたらなかった。

現行法である「1988年教育改革法」において、継続教育における特別な教育的ニーズを持つ青年に関する規定がいくつか設けられたことは、「1981年教育法」の不十分であった点を改めたものとして評価できる。「1988年教育改革法」第120条第2項⁽¹⁰⁾は、義務教育をおえた学習上の困難を持つ青年について地方教育当局が顧慮すべきことを定めたものであり、同第2項⁽¹¹⁾で「1981年教育法」第1条第2項及び第4項⁷⁾をもとに、「学習上の困難を持つ者」を定義している。

この条文により特別な教育的ニーズを持つ青年に対する教育について法的に明確な根拠規定が備わったが、継続教育段階における彼らに対する地方教育当局の対応措置については、依然として「特別な教育的ニーズを持つ青年を顧慮すべきである」という記述にとどまっており、地方教育当局に対する法的な拘束力の弱さ及び具体策の欠如の問題は今後も議論の対象となることが予想される。

また、「1988年教育改革法」においては、カレッジの理事組織(governing body)の再編と財政面に関して継続教育に言及した規定があるが、それについては後述する。

III. 課程の種類

継続教育には様々な課程がある。そこには大学やポリテクニックのような高等教育機関への進学のためのGCE (General Certificate of Education: 大学入学資格試験) A (Advance) レベル⁸⁾の取得を目的とした課程から、職業的スキルや生活上の基礎的スキルを身につけさせる課程まで多様であるが、学校生活から職業的自立への移行をスムーズにすることを目指した課程が一般的である。

次に継続教育カレッジへの進学準備のための課程も含め、特別な教育的ニーズを持つ青年に関わる継続教育段階の課程の種類について考察する。

1. 統合継続教育課程(Mainstream FE cours-

es)

特別な教育的ニーズを持つ青年が一般の継続教育カレッジで教育を受ける形態である。入学にあたっては、当人の知的能力や成績が他の生徒と同等であることが必要である。カレッジの中には入学試験の方法や課程の受講期間に関して特別な配慮をしているところもある。また、車いす用の特別なトイレやエレベーター、手すりなどが用意されている場合もあるが、それらは伝統的に特別なニーズを持つ青年を受け入れてきた実績を持つ一部のカレッジに限られている。

このような物理的な対応措置の充実が必要とされている一方で、実際に入学している青年たちからは緊急時に医療的対応のできる設備や援助職員の確保に対する要求の声が強い。カレッジの中に特別な教育的ニーズを持つ青年への対応に関して専門的能力のある職員をいかに配置するかが課題となっている。

2. 連結課程 (Linked courses)

連結課程は、義務教育学校と継続教育カレッジが協力して、生徒を職業的世界へと導き、社会的技能や職能を開発し、継続教育カレッジなどの課程へ進む準備教育のために設けられていて、実用的、職業的な課程内容であるのが一般的である。また、基礎的な読み書きなどを指導する課程もあるため、特殊学校の生徒にとっては義務教育後の生活への移行をスムーズにする上で有益である。

この連結課程では、義務教育学校と継続教育カレッジとの間に長期的な連携を形成することが重要である。「ウォーノック報告」では、生徒のニーズに関する情報を双方の機関の教員が十分に共有し、個々の生徒のニーズに対応した明確な目標設定を行うことが必要であると述べている。

従来はおもに学習上の困難を持つ生徒を対象としていたが、現在では視覚障害、聴覚障害、運動障害などの身体的障害や、知的障害、感覚障害、情緒的障害などを持つ生徒も対象されるようになってきている。通常は義務教育の終りの2

年間に在学する生徒及びその卒業生に対して週半日から2日程度行われている。

予算編成については、義務教育学校とカレッジとの相互の間で経費負担の割合などに関して協議がされ、柔軟な対応がされてきていたが、「1988年教育改革法」により新たな財政規則が作られることとなった。これにより、連結課程を運営するための十分な予算の確保が難しくなることが懸念されている。

3. ブリッジング課程 (Bridging courses)

ブリッジング課程は、連結課程と同様に義務教育学校から継続教育機関等への移行を容易にするために作られている。職業的内容に力点をおいた課程もあるが、連結課程と比較すると基礎的な読み書き計算からGCEあるいはGCSE取得にいたるまでの一般的な学習を課程内容にしている場合が多い。

4. 第6学年 (Sixth forms)

大学進学のために、GCE Aレベルの取得を目指す課程である。⁹⁾一般的には義務教育学校に付属しているが、中には独立したカレッジとなっていることもあり、この場合には第6学年カレッジと呼ばれる。

「ウォーノック報告」では、可能な場合には特別な教育的ニーズを持つ青年に対して、この課程への進学の道を開くべきであると勧告しているが、特殊学校の場合にはこの課程が付属して設置されていないため、普通学校に在籍していない特別な教育的ニーズを持つ青年がこの課程に進学するケースは実質的にはきわめてまれである。

第6学年または第6学年カレッジに進級・進学した場合には、統合継続教育の場合に準じた課題が存在することになる。

5. アウトリーチ (outreach)

継続教育カレッジの職員が地域社会に出て特別な教育的ニーズを持つ青年に教育の機会を提供する形態である。この教育活動は成人訓練センターやデイ・センター、雇用リハビリテーション・センター、病院、時には個別の家庭においても行われる。

この形態は、特別な教育的ニーズを持つ青年の教育に熱心なカレッジ職員の自発的な活動に端を発し、それが次第に広がってきたものである。アウトリーチは、継続教育カレッジが行っている柔軟な対応策としてたいへん評価できるものであり、特別な教育的ニーズを持つ青年に対する教育の機会均等を図る上でもその意義は大きい。

今後、よりきめ細かなスケジュールの作成や出張職員の確保が課題となるが、昨今の教育科学省の方針として、カレッジの理事組織を縮小して経営的な合理化を進めることが重視されており、それに伴って、必然的に特別な教育的ニーズに関する領域を担当する理事や職員の確保も困難となることが予想されている。

6. その他

上述したいくつかの課程の他に、義務教育学校が卒業生のための課程 (Leaver's courses) を正式に運営している場合もある。

課程によって様々な特徴があるが、いずれの場合にも共通している課題は物理的資源及び人材的資源を確保するための財政面における問題と青年が持つ特別な教育的ニーズに対してどれだけ適切な措置を講じることができるかという問題である。後者は、さらに継続教育カレッジにおける教員やその他のカレッジ職員の養成と理事組織の再編問題とに分けることができるが、財政面の問題と理事組織の問題は「1988年教育改革法」により、新たな問題を抱えることになったため、本稿においてはこれらを第V節で一つにまとめて述べることにする。また、特別な教育的ニーズへの対応措置に関しては、次の節でカレッジにおける教員及び職員の養成という観点から1987年に教育科学省のワーキング・グループが提出した報告書を取り上げる。

IV. 特別な教育的ニーズへの対応措置

本節では特別や教育的ニーズへの対応措置を考えるにあたって、カレッジにおける教員及び職員の養成という観点からの検討を行った、

“Special Professionalism” (1987) (以下委員長の名前をとって「スタッフォード (Stafford) 報告」と呼ぶ) という報告書の勧告を中心にして取り上げる。

ACSET (Advisory Committee on the Supply and Education of Teachers) は、教育科学省の依頼を受け、教育界全体における教員養成及び特別な教育的ニーズに関する検討を行い、1984年に“Teacher Training and Special Educational Needs”というタイトルの報告書を提出した。同報告書は、継続教育に関する内容が不十分であるとの指摘を受け、1986年に新たに設置されたワーキング・グループ (FE Special Needs Teacher Training Working Group) において、さらにこの点に関する検討が行われることとなった。そして1987年に本稿で取り上げる「スタッフォード報告」が提出されたのである。

「スタッフォード報告」は全6章からなり、継続教育における特別な教育的ニーズを持つ青年の増加に伴う彼らに対する教員及びその他の職員の責任とそれに基づく養成ニーズや養成プログラム、そして養成に必要な資源について述べており、最後の章で全体的な勧告を行っている。

まず、特別な教育的ニーズを持つ青年への個別対応を図る上で、「すべての施設で様に教員や職員の養成を行うのではなく、地方教育当局やカレッジがその地域のニーズに応じて必要なプログラムを選択すべきである (para. 98)」という勧告が考慮に値すると思われる。

なぜなら、各カテゴリーによってニーズを持つ青年が把握されていた時期には、本来異なる教育上のニーズを持つ者に対して、地方教育当局が青年の個別のニーズに関わらずカテゴリー別に対応措置をとっていたという問題があり、「1981年教育法」によってカテゴリーが撤廃された後も実質的には従来とさほど変わらぬ対応措置がなされてきたために、「個別のニーズに応じた教育」が十分に展開されていなかったからである。

「スタッフォード報告」は、大学や教員養成カレッジにおける教員や職員の養成カリキュラムが障害種別ごとに行われてきたことにも青年の持つ特別な教育的ニーズへの個別的な対応措置を不十分にしている原因があることを指摘しているのである。

「スタッフォード報告」では、これらの点について反省を促し、地域あるいはそれぞれのカレッジごとのニーズに応じて教員や職員の養成を検討させることで、ローカルなレベルでのニーズに即した対応措置を可能にしようとしている点で評価できる。

また、専門性の向上という観点からは「教員がその他のカレッジ職員とともに地方教育当局によって提供される専門職助言援助サービスを十分に利用すべき (para. 99)」ことが専門的情報に関するデータベースの長期的開発の必要性とともに述べられている。さらに、国家認定された課程で「SNC (Special Needs Coordinators) の養成ニーズ (すなわちニーズのコーディネーター、教員や職員の養成者、及びカリキュラム検討者の3種の役割を持つ存在としてのニーズ) に応じて、彼らが継続教育において専門的知識の核を構築できるような高度な養成プログラムに基づいた講習を受ける機会を設ける (para. 59)」ことを勧告している。SNCは、特別な教育的ニーズを持つ青年に対する個別的な対応措置を行うために、ニーズに応じたカリキュラムの調整などを行う専門職であり、実際の教育活動を展開する上での環境的な基盤を形成する役割を果たす。換言すれば、彼らの職務は、特別な教育的ニーズに関する領域において専門的な調整を行うとともに教員やその他のカレッジ職員に対する指導・助言を行い、継続教育カレッジ全体の教育活動がより効果的なものとなるようにすることにある。このような専門職を設置し、継続教育カレッジの組織的機能を向上させることによって、結果として特別な教育的ニーズを持つ青年に対する教育がより適切なものとなっていくことが期待されるのである。

そして、SNCのような専門職をまとめながら、一般の継続教育カレッジとしての役割を果たすためには、特別な教育的ニーズに関わる地方教育当局の担当官やカレッジの理事及び経営者の働きも重要である。「スタッフォード報告」では、彼らに対する教育の必要性についても述べている。

以上「スタッフォード報告」の勧告の概要を要約して述べたが、勧告から看取される特別な教育的ニーズへの対応措置に関する「スタッフォード報告」の特徴は、①教員やその他のカレッジ職員に対する現職教育を重視していること、そして②地方教育当局の担当官やカレッジの理事及び経営者に対する教育の必要性について言及する一方で、③SNCのような専門職の開発及び発展によりカレッジの組織全体の機能の向上を図ることによって青年の持つ特別な教育的ニーズへの対応措置を充実させようとしている点にあるといえよう。

しかし、勧告のようにカレッジの組織全体の機能の向上を図ることによって、より適切な教育的な対応措置を行うためには、次の2つの問題を解決することが課題として残されていると思われる。

一つは財政的な問題である。現職教員及び職員の養成のための十分な経費をはたして確保することができるのであろうか。教育全体に対する予算が縮小化される傾向にある中で、新たな支出はかなり困難であることは周知の通りである。

そしてもう一つの問題は、このように限られた予算のために、効率的な運営を行う必要に迫られながら、カレッジの理事組織のメンバーの中に特別な教育的ニーズに関する知識及び責任を備えた人材を配置することが可能であるかという点である。

実際、「1988年教育改革法」と教育科学省の方針が示されたことにより、いずれの問題についてもその将来的方向性が懸念されている。

そこで、イギリスの継続教育における特別な教育的ニーズを持つ青年に対する教育に関し

て、今後の課題となるであろう上述の2つの問題について次に述べることにする。

V. 理事組織の再編及び財政的問題

まず、理事組織の再編問題であるが、その概要は、次のごとくである。

「1988年教育改革法」第153条第2項及び第154条第2項では、教育科学大臣が継続教育カレッジの理事の数やその構成などについて施行規則によって定めることを予告していた。そして、この規定が具体化されるにあたり、明らかな見通しをもたらしたのが回状(Circular) 8/88である。この回状は、カレッジの理事組織の再編方策の詳細についてふれており、最大25人までの規模の理事組織を認める旨が記されていた。この25人の理事のうちの1人が青年の持つ特別な教育的ニーズについて、特にその責任をおって任命されることが示されていたため、関係機関からは特別な教育的ニーズを持つ青年に対する継続教育の拡充が図られる契機として、その後の教育科学省の動向に期待がよせられていた。

ところが、1989年3月に各当局に対して教育科学省から送られてきた通達には、教育科学大臣が「理事組織は小さい方が望ましいと考えていること、そして20人以上の理事組織の場合、容易には再編の承認が得られないであろうこと」が述べられていたのである(Cooper, 1989)。

Betts (1989)によれば、実際に多くの地方教育当局で理事の数が14人から18人程度幅におさえられてしまっていることが指摘されている。その後、現時点までに再編された理事組織の中に特別な教育的ニーズに関して特に責任を負って任命された理事の存在は報告されていない。

理事組織の規模が制限されるということは、理事の中に特別な教育的ニーズに関する領域を担当する人材が配置される余裕がほとんどないままの状態が今後も続くことを意味している。

また、地方自治体に対する教育費の削減によりカレッジ経営の財政的合理化が強く求められ

る状況下にあっては、カレッジが経営上の効率性を偏重した運営を行わざるをえなくなり、理事組織の構成もそれに応じて再編成されるようになるのは必至で、特別な教育的ニーズにかかわる領域を担当する理事の配置に関しては、さらにその実現が困難になってきたといえよう。

次に財政面の問題についてであるが、最も大きな影響を及ぼすと考えられるのが、「1988年教育改革法」第143条第3項にある「生徒の数に応じて予算の割当を行う」という規定である。

予算割当の算出を生徒の人数に基づき行うということは、すべての継続教育カレッジに共通する一般的傾向として、多くの生徒が在籍する学校はそれに比例した資金を得ることになるが、他方で規模の小さな学校は財政的に窮迫し、ともすればカレッジが併合あるいは閉鎖という事態にもなりかねないことを意味している。

このような規定の下では、一般の生徒に比較して一人あたりの経費が高くなる特別な教育的ニーズを持つ青年は、経営状態のよくないカレッジにおいては敬遠されるようになり、その入学を制限するカレッジが増加することも予想されるのである。

また、理事組織の再編問題の中で取り上げた教育科学大臣からの通達には、連結課程の運営経費を一般の中等学校の予算枠に含めるべきであるという大臣の考えが示されていた。このことは特に問題がないようにも思えるが、第III節の2)でも述べたように、この課程は従来より中等学校と継続教育カレッジとの間で柔軟な予算編成がなされてきたものであり、通達に記されているように、連結課程の経費が中等学校の予算枠にのみ含まれるようになると、地方教育当局の中には予算を組む余裕がなくなり、課程が廃止に追い込まれる事態も予想される。連結課程は基礎的な読み書き等の指導も含め実用的、職業的な課程内容であることが多いため、特別な教育的ニーズを持つ青年にとっては社会生活への円滑な移行を図る上で有益な教育機会であったが、その存続に関わる障壁ができたということにより、近年徐々に拡大傾向にあった

彼らの教育機会が再び制限されるようになる気運が懸念されるのである。

「1988年教育改革法」の施行により行われることとなった継続教育カレッジの理事組織の再編の問題や財政規則の変更、それに教育科学省からの通達の内容は、いずれも継続教育カレッジに在籍する特別な教育的ニーズを持つ青年に対する十分な対応措置の実現を結果的に困難にする内容のものであることが明らかとなった。このような状況下では、特別な教育的ニーズに関する専門職員の養成を各カレッジがそれぞれに予算を組んで行うことは、よほど規模の大きなカレッジであるか、あるいは従来より多くの特別な教育的ニーズを持つ青年を受け入れてきた実績のあるカレッジ以外では実質的に不可能であろう。

今後、このような課題が存在する中で、それぞれの継続教育カレッジが特別な教育的ニーズを持つ青年に対してどの様な対応措置を行っていくのかが注目される。

VI. おわりに

以上、特別な教育的ニーズを持つ青年に対する継続教育に関してその概要を整理するとともに、「1988年教育改革法」の施行による影響を中心に、この領域において今後課題となることが予想される問題について述べた。

継続教育を学校教育から社会生活への有用な橋渡しの存在としてとらえるならば、より多くの特別な教育的ニーズを持つ青年に対してこの教育の機会が提供されるように、実現のための基礎的、実践的研究を行い、具体的方策を案出することが必要である。

その際、継続教育における特別な教育的ニーズを持つ青年への対応措置に関する問題は、常に継続教育全体の中でとらえられるべきであり、さらにその継続教育が中等教育や高等教育など他の教育体系とかかわりを持ちながら、イギリス社会において果たしている役割についても考慮しながら、研究を進めることが大切である。

「1988年教育改革法」は、産業界からの要請を強く受け、教育への市場原理の導入を図るなど、中央政府の意向を教育現場に反映させやすくしようとした現サッチャー政権の政治的意図の影響がその背後に存在していることが指摘されており、こうした観点から継続教育に関する構造的な検討を行うことも必要であるが、それについては今後の研究課題としたい。

注

- 1) Betts (1989)によれば、最近では継続教育カレッジにおいて19歳以上のしめる割合が約60%にもなっているようである。
- 2) 「特別な教育的ニーズ」という用語は、「1981年教育法」(1983年4月施行)の規定により用いられるようになったものであり、それ以前には各障害ごとのカテゴリーが用語として使用されていた。
- 3) YTS (Youth Training Scheme) は、1983年にGreat Britainに導入された、16歳から17歳の青年の雇用を促進するための計画である。
- 4) 同法第114条で青年とは「12歳以上、19歳未満」と定義されている。
- 5) 教育に対する中央政府の介入に関しては、「1988年教育改革法」により、大きな転換を迎えることになった。
- 6) イギリスの全員就学は「1970年(障害児)教育法」によっている。
- 7) 「1981年教育法」第1条は、特別な教育的ニーズ及び特別な教育的対応措置 (special educational provision) の概念を規定しており、その第2項及び第4項で「学習上の困難を持つ子ども」を定義している。
- 8) GCE試験は、大学入学希望者を対象として1951年に始まり、16歳時のOレベルと、さらに2年間の第6学年での学習後に受験するAレベルの2種類の試験があった。「1988年教育改革法」によりGCE O (Ordinary) レベルとCSE (Certificate of

Secondary Education：中等教育修了試験)は一元化され、現在ではGCSE (General Certificate of Secondary Education：中等教育修了一般試験)となっている。

9) 「1988年教育改革法」により、新たにAS (Advanced Supplemental) レベルが設けられている。AS レベル2科目の合格がA レベル1科目の合格に相当するとされている。

文献

- (1) Betts, D. (1989) : Further Education and the 1988 Act. *British Journal of Special Education*, 16(3), 123-125.
- (2) Bradley, J. and Dr. Seamus (1982) : Sixteen and What Next?. *Special Education : Forward Trends*, 9(3), 9-12.
- (3) Central Office of Information (1990) : Britain 1990. an official handbook. HMSO.
- (4) Cooper, D. (1989) : Another Hurdle for FE. *British Journal of Special Education*, 16(2), 57.
- (5) Department of Education and Science (1944) : Education Act 1944. HMSO.
- (6) Department of Education and Science (1963) : Half Our Future. the Newsom Report. HMSO.
- (7) Department of Education and Science (1970) : Education (Handicapped Children) Act 1970. HMSO.
- (8) Department of Education and Science (1978) : Special Educational Needs. Warnock Report. HMSO.
- (9) Department of Education and Science (1981) : Education Act 1981. HMSO.
- (10) Department of Education and Science (1981) : The legal basis of further education. HMSO.
- (11) Department of Education and Science (1984) : Teacher Training and Special Educational Needs. report of the ACSET. HMSO.
- (12) Department of Education and Science (1987) : Special Professionalism. report of the FE special needs teacher training working group. HMSO.
- (13) Department of Education and Science (1988) : Education Reform Act 1988. HMSO.
- (14) Department of Education and Science (1988) : Governance of maintained further education colleges. circular 8/88.
- (15) 遠藤明子 (1988) : イギリスにおける障害児教育の転換. 「現代における障害児教育の視点」, 講談社出版サービスセンター, 92-112.
- (16) Freshwater, K. and Leyden, G. (1989) : Limited Options : where are leavers now?. *British Journal of Special Education*, 16(1), 19-22.
- (17) Hutchinson, D. (1982) : The Role of Further Education Colleges. *Special Education ; Forward Trends*, 9(3), 31-34.
- (18) Hutchinson, D. and Clegg, N. C. (1972) : Experiment in further education. *Special Education*, 61(3), 21-23.
- (19) Malinowski, M. and Clark, A. (1982) : Further Education in the Centres. *Special Education : Forward Trends*, 9(3), 35-37.
- (20) National Union of Teachers [NUT] (1982) : Survey of Educational Provision for 16-19 Year Olds with Special Needs.
- (21) Newell, P. (1982) : Further Education : the legal basis. *Special Education : Forward Trends*, 9(3), 6.
- (22) 真城知己・石部元雄 (1990) : 特別なニーズを持つ義務教育終了者に対する教育の動向について (イギリス). 日本精神薄弱研究協会第25回研究大会発表論文集, 28.
- (23) 真城知己 (1990) : 継続教育における特別なニーズへの対応について. 日本特殊教育学会第28回大会発表論文集, 722-723.
- (24) Special Education in Parliament (1988) : Special training for FE staff. *British Journal of Special Education*, 15(1), 34.
- (25) Special Education in Parliament (1988) : Further education. *British Journal of*

- Special Education, 15(4), 150.
- (26) Thomas, E. and Ferguson, T. (1964): The Handicapped School Leaver. British Council for the Rehabilitation of the Disabled.
- (27) 渡辺 蒨(1989): イギリスの教育改革. 学校経営, 34(8), 16-25.
- (28) 渡辺 蒨 (1989): 全国共通カリキュラムの設定(2)と試験制度の改革. 学校経営, 34(10), 79-87.
- (29) 渡辺 蒨 (1989): 学校選択の機会の拡大と競争原理の重視(1). 学校経営, 34(11), 94-101.
- 1990. 9. 10.受稿, 1990. 10. 1. 受理—

Bull. Spec. Educ. 15 (1), 63-72, 1990.

Further Education for those with Special Educational Needs in Great Britain

Tomomi SANAGI and Motoo ISHIBE

In Great Britain, Further Education (FE) is one of the opportunity for transfer from school to adult life. For those who have special educational needs (SEN), this opportunity is more necessary than who have not SEN. Because colleges of FE have many courses which are available for learning fundamental skills and practical working. In this study, the Author describes British FE for those with SEN from mainly 4 problems around this area, (1) the Education Reform Act 1988 (ERA), (2) in-service training of college staffs, (3) reconstruction of governing body, and (4) funding.

The ERA clarifies the definition of FE, for those with SEN, however, at the same time it rises some issue.

Governing bodies of FE colleges have been given delegated powers to act by transferring that from Local Education Authorities. For example, governing bodies have powers to appoint and dismiss staff. In the meantime, the Department of Education and Science has pressed for small governing bodies. Therefore, colleges of FE may not make sure of present of staffs for those with SEN.

And few funding will make a restriction of entrance of those with SEN to colleges of FE.

Key Words : Further Education, Special Educational Needs, Education Reform Act 1988